



いうことになると思います。

ただ、私どもは、事業が早くめどがつきどんどん進めていくことは、施行者にとってもメリットありますけれども、たくさんの方を抱えだんだん町全体がさびれていく、治安上問題だというような地区の場合を考えれば、なさら地区内に残留される方のためにも一日も早く事業が次々と進められるということの方がこれまたメリットがあるのでないか。全体の話し合いを権利交換計画で一挙に片づけるためには、大部分の方の同意があつても、なお一押しして残る方のお話し合いをつけなければなりませんので、その間いたずらに事業をおくれるし、残られる方々の生活再建もおくれる。その間にもし事故でもあれば、災害でもあれば大変なことになるということから、私は制度の趣旨が徹底されば、第二種の要件に該当するところは地区内権利者も第二種を希望されるようになるのではないか、こう考えております。決してこの第二種の促進効果のみをよりどころに、何が何でも第一種でやるというような運用はさせないつもりでございます。

○沢田政治君 私も決して第一種の全面買収方

式、こういう方法を頭から否定するものじゃない

のです、これは現に江東地区のあの防災上の見

地から早く促進しなくちやならぬと、こういう場

所においては、これは全部の住民じゃないわけ

ですが、ほとんどの住民が、もうこうなったなら

ば、事人命の問題だし、町の将来の運命も定かで

ない、こういう不安の中で営業上もいかぬし、

やっぱり環境上もよくないし、早くやつてもらい

たいと、こういう意欲が出てくるのはこれはいい

ことだと思います。そういう意味では、第二種

の打ち出したタイミングといいますか必要性とい

うものはまさにある、これは否定しません。ただ

その反面に、防災上の見地じやなく、こうした方

が商売にいいとか、こういう方がもつともうかる

だらうとか、もっと交通渋滞がなくなるだらうと

か——まあ今まで入らぬけれども、單に市街地

の再改造ですね、こういうところで、やはり地権

者、それぞれの権利者が準備組合までは設けたけれども、これはどうもということで係争中のものがあるわけだね。まだ争いのさなかにあるところがあるわけです。ところが、賛成派の方は、そんなメリットがあるのではないか。全体の話し合いを権利交換計画で一挙に片づけるためには、大部分の方の同意があつても、なお一押しして残る方のお話し合いをつけなければなりませんので、その間いたずらに事業をおくれる。その間にもし事故でもあれば、災害でもあれば大変なことになるということから、私は制度の趣旨が徹底されば、第二種の要件に該当するところは地区内権利者も第二種を希望されるようになるのではないか、こう考えております。決してこの第二種の促進効果のみをよりどころに、何が何でも第一種でやるというような運用はさせないつもりでございます。

○沢田政治君 私も決して第一種の全面買収方

式、こういう方法を頭から否定するものじゃない

のです、これは現に江東地区のあの防災上の見

地から早く促進しなくちやならぬと、こういう場

所においては、これは全部の住民じゃないわけ

ですが、ほとんどの住民が、もうこうなったなら

ば、事人命の問題だし、町の将来の運命も定かで

ない、こういう不安の中で営業上もいかぬし、

やっぱり環境上もよくないし、早くやつてもらい

たいと、こういう意欲が出てくるのはこれはいい

ことだと思います。そういう意味では、第二種

の打ち出したタイミングといいますか必要性とい

うものはまさにある、これは否定しません。ただ

その反面に、防災上の見地じやなく、こうした方

が商売にいいとか、こういう方がもつともうかる

だらうとか、もっと交通渋滞がなくなるだらうと

か——まあ今まで入らぬけれども、單に市街地

の再改造ですね、こういうところで、やはり地権

者、それぞれの権利者が準備組合までは設けたけれども、これはどうもということで係争中のものがあるわけだね。まだ争いのさなかにあるところがあるわけです。ところが、賛成派の方は、そんなメリットがあるのではないか。全体の話し合いを権利交換計画で一挙に片づけるためには、大部分の方の同意があつても、なお一押しして残る方のお話し合いをつけなければなりませんので、その間いたずらに事業をおくれる。その間にもし事故でもあれば、災害でもあれば大変なことになるということから、私は制度の趣旨が徹底されば、第二種の要件に該当するところは地区内権利者も第二種を希望されるようになるのではないか、こう考えております。決してこの第二種の促進効果のみをよりどころに、何が何でも第一種でやるというような運用はさせないつもりでございます。

○沢田政治君 私も決して第一種の全面買収方

式、こういう方法を頭から否定するものじゃない

のです、これは現に江東地区のあの防災上の見

地から早く促進しなくちやならぬと、こういう場

所においては、これは全部の住民じゃないわけ

ですが、ほとんどの住民が、もうこうなったなら

ば、事人命の問題だし、町の将来の運命も定かで

ない、こういう不安の中で営業上もいかぬし、

やっぱり環境上もよくないし、早くやつてもらい

たいと、こういう意欲が出てくるのはこれはいい

ことだと思います。そういう意味では、第二種

の打ち出したタイミングといいますか必要性とい

うものはまさにある、これは否定しません。ただ

その反面に、防災上の見地じやなく、こうした方

が商売にいいとか、こういう方がもつともうかる

だらうとか、もっと交通渋滞がなくなるだらうと

か——まあ今まで入らぬけれども、單に市街地

の再改造ですね、こういうところで、やはり地権

者、それぞれの権利者が準備組合までは設けた

けれども、これはどうもということで係争中のもの

があるわけだね。まだ争いのさなかにあるところ

があるわけです。ところが、賛成派の方は、そん

なこと言っておるなら、今度都市再開発法ができ

たならば、今度は全面買収方式でいくぞと、こう

いうことで非常に争つておる例があるわけです。

ますます感情が激化しておると、こういう例

もたくさんあると思うんです。

でありますから、私はやはり全面買収方式は、

これは権利交換でも取用ができますが、これはそ

こまで強行すれば……しかし、この第二種の方

はやっぱり防災的見地からなら、これは取用した

としてもこれをやるということじゃないでしょう。

でありますから、その厳格な条件というものをここ

で明確にしてもらいたいと思うんですね。それを

お答えになつたならば、私はこういうケースがど

うなりますかということを具体的な例証として聞

きたいと思いますが、どうですか、その条件は何

ですか、第二種の全面買収の。どういう地点でど

ういう条件でやるのか、この点を明確にしてもら

いたいと思うんです。都市再開発の基本計画とか

なんとかという、そういう私はもう深いところま

で入つた次元のもっと高いところを言つているん

じやないのです。

○政府委員(吉田泰夫君) 第二種市街地再開発事

業は、まず法定要件に該当しなければなりません

ので、法律で非常に重要な要件があります。まず

面積要件としては三ヘクタール以上、これはかな

り大規模なものでございます。従来は江東地区等

を除いて非常に三ヘクタール以上というようなも

のはケースが少ない。大体一ヘクタール前後とい

うことが過去の経験から大変だと思いつますから、

そういう要件に該当するところ、これは防災拠点

が当面考え方されるわけですから、その他でも

法律の要件に該当するところはそれと同様の必要

が、実は私もこの地区を見たことがないんで

ありますから、その厳密性及び公共性に半ば支えられ、それに

関連して一体的な付近一帯を市街地再開発すると

いう、都市の改造という公共性に半ば支えられ

た、そういった要件です。

それからもう一つは、現在の建築物の建ち方が

道路に接続しなければならぬという建築基準法の

規定に適合していないとか、防火地域や準防火地

域であるにもかかわらず、防火上最小限度の構造

にもなっていないとか、あるいは建蔽率が用途地

域等に適合していない、こういった建物がそれを

四分の三以上ある、あるいはどれかに該当する

ものが十分の九以上あるというようなものを政令

で定めることを、予定しております、こういつ

たきわめて劣悪な、かつ防災上も危険な状態にあ

る——これは恐らく住宅を中心とした市街地になる

と思います。そういう場所においても、どういう条件におい

てもこれをやるということじゃないでしょう。

でありますから、その厳格な条件をここのケ

ードの面積要件がかかつております、こういつ

うなりますかということを具体的な例証として聞

きたいと思いますが、どうですか、その条件は何

ですか、第二種の全面買収の。どういう地点でど

ういう条件でやるのか、この点を明確にしてもら

いたいと思うんです。都市再開発の基本計画とか

なんとかという、そういう私はもう深いところま

で入つた次元のもっと高いところを言つているん

じやないのです。

○沢田政治君 それで、具体的な例を聞きます

が、実は私もこの地区を見たことがないんで

ありますから、その前提とした意見は出せないことはやむを得

ないと思うのですが、私まあ陳情を受けているわ

けですが、新宿区の——皆さんの方には、私はこ

ういう質問をしますと、地区がわからぬもので、

あらかじめ調べておいてほしいと、こういう要請

をして、建設省の方でもそれぞれ都の方にも手を

回してお調べになつていただいておると思います

が、新宿区の西新宿六丁目の南地区市街地再開発

計画事業ですね。これは都の方で再開発事業とし

て審議会が大体認めたようですが、しかし、依然

として反対の方々がおるわけですね。ところが、

反対が多いわけで、建物を持っている人とか地上

権者にないんですね。ところが、このケースは

反対

もうかつてないところもありますね。ああ、いと  
ころは私は否定しません。したがって、この地区  
はまだ施行組合も発足しておりません。準備組合  
も四分五裂のような状態になつてゐるわけです  
ね。したがつて、これはもう一挙に公的な機関の  
手をかりて強制収用でもしていくといふようなこ  
とをほのめかして攻め道具にしている可能性があ  
るわけですね。

私は 方的に聞いていたわけだから、両方から聞いていないからわかりませんが、ぼくはこういう地区も、よしこれは手助けしてやろうといううのはまさしく的中していくわけだが、こういう地区がどうなるんですか、これは。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘の場所は西新宿六丁目と申しまして、新宿副都心に隣接する場所でござります。これにつきましては、すでに現行法、つまり第一種でございますが、現行法による都市計画決定済みの地域でございまして、組合設立を図るべく全員に呼びかけて話し合いが進められており、なお一部の反対があるという現状でございます。この地区は、たとえば面積も二・四ヘクタールですから、先ほど申し述べた三ヘクタールにも該当しませんし、それから多少関連して街路は拡幅するんですけどけれども、これも別途事業として、街路事業として行うわけで再開発事業で拡幅するわけではない。こういうことでございまして、実質的な要件もまだ審査していませんが、恐らく再開発の要件には該当しないのではないか。まあ少なくとも規模だけから見ましても該当しないわけでございますので、この地区を改正法ができるからといって第二種にするということは法律上できないわけでございます。

○沢田政治君 その答弁を聞いて、私もできるならば地区的住民の方々が話し合って、極端に自分の権利だけが制限されないよう、やはり組合施行として実現することは、都市の環境を少しでも

よくするという見地からいくなれば私はいい」と  
だと思うんで、それはそういうような解決を期待  
したいわけですが、いまの答弁のよう面積の関  
係からいってもこれは該当しない、将来これは防  
災上とかいろいろな面で重要な問題がまた新たに  
惹起してくれれば別として、現時点で判断する限り  
においてはやはり該当しないじゃないかというう  
れは権利を円満に変換できるよう解决がつくな  
らば、少しでも都市機能が從来の既成市街地より  
はよくなることは事実ですから、権利の何とかいう  
か度合いによつて解决される方が望ましいだろ  
う、こういうように考えるわけです。その問題は  
それで打ち切りましょう。

そこで、異口同音に皆さんのが懸念されておるの  
は、どうも建設省の出してくるいろいろな手法と  
いうのは後追いじゃないか、都市機能がにつちも  
さつちもいかなくなつた、車の洪水だし、既成市  
街地はスマム街化しているし、防災上も問題があ  
るということで、次々別々の手法を出してくる、  
かてて加えて住宅難だということで大都市法もこ  
こへ出ておるわけですが、こういうことじやないか  
ぬじやないかという懸念が表明されました。そ  
ういう懸念は役所の皆さんの方にもあると思いま  
す。特に私は問題なのは都市機能を回復させなく  
ちゃならぬ、防災もやはり措置しなくちゃならぬ  
と、こういう意味はどういう立場に立つても同じ  
だと思います。ただ、都市機能を回復させ、い  
まよりも向上させたがために、人口がさらに呼び  
水になるということでは後追いのための後追い、  
また先越しされ、後追いと、こういう一つの悪循  
環の繰り返しじゃないかという懸念もあるわけで  
すね、抽象的に言うと。

したがつて、たとえば江東地区でも全面買取方  
式でやるわけですが、どうですか、あの全面買取  
方式で、もしあそこの防災地区が工事が完成した  
場合は人口があふれるでしよう、該地区に、当然ふ

が出てくるんだからふえることになるでしょう。これは大都市法においても同じです。宅地を開発していくんだから、促進地域なんか指定して、いくんだからふえることになるでしょう。これは。どういう結果になるでしょか、現象として。もつと高い方は別だよ。現象としてどうなるかということです。

○政府委員(吉田泰夫君) 江東地区は改正法が通れば第二種の要件に、規模も非常に大きいし、防災拠点ですから最も適切すると思います。もっともこの間御視察いただいた白鬚東地区などはすでに現行法で長い間権利交換ということで話し合いが進んで、あと一步ですから、いまから第二種に切りかえるという必要もないということで、東京都でも地区権利者でも改正法成立いかんを問わず第一種でいこうということでございますが、いずれにしてもあの地区は人口は多少ふえることになります。と申しますのは、三分の一ぐらいが空き地になつているわけとして、本来はあれがあさがつておれば相当人口がもともとはあつたわけです。従前の人口と比べて余り著しくふえるということは好ましくないと思ひますけれども、現時点は残つている家はもう非常に少ないわけとして、二千何百人かということでございます。

しかし、これも東京都、地区住民いろいろ話し合いをして、当初は一万人以上にしようといふのを切り詰めまして今は八千人ぐらいの計画にしております。あの地区のあの広さから見れば八千人ぐらいというのはそう多い数ではなくて、現在二千人が少な過ぎる、そういう意味からふえるように見えますが、これはあの地区全体の良好な市街地環境という意味でも十分納得されるふえ方思ひます。また、場所によりましては、地元の方自体あるいは区自体がある程度ふやしたいといふ相当工場地を先買いたりしておりますから、現在人口に比べれば少しづつふえるところが多いと思ひます。また、場所によりましては、地元の方

ところもありまして、これはやっぱりその地区と  
そういう場合にその区域内全体をふやすという意  
味ではないんですねけれども、その地点だけは少し  
拠点的に整備したいという、あわせて周辺住民の  
便益にも供したい、こういうことがありますから、  
ら、そういうことも一概に否定もしきれない。  
ただ、江東地区は全体としての人口はふやさな  
いということを東京都も考えておられまして、し  
たがって、防災拠点で新しくふえる保留床等の処  
分に当たりましても、なるべく江東地区内の希望  
者を募ると、いろいろなかつこうで事実上転がして  
いうようなことを考えておられるようになります  
。再開発拠点が転がり方式を活用すれば二重に  
生かして働きますから非常に結構なことじゃない  
かと思います。また、大都市法も人口がふえます  
けれども、これはすべて住宅でございまして、げ  
たばき住宅式の店舗、若干はその地区住民のため  
につくりますけれども、これはまあ新しく人口を  
呼び込むというようなそういう意味の業務施設と  
は私ども思つておりませんので、確かに住宅がで  
きれば結果的にその入居者という形ではふえるの  
ですけれども、積極的な人口誘引のための施設を  
呼び込むものではない。こういう意味で、これは  
やつぱり緊迫した住宅問題に対処するるために必要  
最小限度やらなければならない私の責務じゃないな  
か、こう考えておる次第でございます。

これは町工場の方だったと思いますが、該地区にはとうていい残られない、だからよそにどうしても移転せざるを得ないと、これはそういう意味で、おつて協力するのじやなくて、出していくことによつて協力したい。その際に問題になるのは、ここを売つて出るんだけれども、自分だけ出るわけにはいかぬ、やはり従業員の生活権もかかつておる。したがつて、どうもどつかに工場敷地を見つけてなくちやならぬ、従業員の住宅も見つけなくちやならぬということになると、やはりそこは売り手市場と買い手市場の関係で、果たして売つていたもので買えるかどうかという保障がない、そなつた場合には出て協力しようと思つて自分が犠牲になるということはこれは耐えられぬ。自分一人ならいいけれども、やはり工場従業員の生活権にもかかわる問題だ。そういうことだから、やはりそこまで協力をわれわれに建設省が願うのであるならば、また施行主体が願うのであるならば、やはり土地のあつせんとか税法上の何かの措置があつてしかるべきじゃないか、こういう非常に現実的な問題提起があつたと思うんですね。だから、われわれは法律をつくる際に、後は後で考えるということじゃなく、そういうことも予期しながらやつぱり住民を納得させるということが当然私は正しい行き方だと思うのですね。局長、どうですか、こうしたことに対するどういうお答えになられますか、そういう方々に対して。

きたい。現在では代替地を売られた方に減税措置はございませんので、そういったことを言っておられたようございますから、これはなかなか実際にほどどこまでを対象にするかというような問題もあり、困難な面もありますけれども、必要性もありますので、私どもそういう方向で努力したいと思っています。

○沢田政治君 これもやはり白鬚橋付近の防災地図の再開発事業の概略を見てきたわけですが、全部一本にはなっておりませんが、それぞれ業種別といいますか、協議会ができるていますね、住民の組織の。それで、多少の試行錯誤があつたようですが、比較的都との関係においては順調に進みつつあるわけですね。でありますから、今まで反対されて権利だけ主張するという印象を持つ方もあると思いますが、ああいうようにある程度行政とやっぱりタイアップしているいろいろな相談なり意見を出し合うという、比較的従来考えられなかつた住民との接触というものもあるわけですね。そういう意味で、どうして今度のこの法案の中に住民との話し合いをするという決定手続ですね、協議手続、こういうものを織り込まなかつたか。やっぱりそういうものを一項法律に加えることによつて、そこから住民パワーが出てきて問題が困難になる、こういうことを避けたのかどうか。どうですか、局長、この点は。

○政府委員(吉田泰夫君) 法律ではそういう対策協議会のような規定はないんですねけれども、組合施行であればもちろん権利者自体が組合を結成する、そして組合の議決機関その他を経まして次々と手続を進めていくことですから、これはまさに住民参加そのものでございます。公共団体審査会の委員になつていただく、これに学識経験者を交えて審査会を構成して、そこに重要事項を審査を得て進めていく、こういうことでございまして、その意味では、この市街地再開発事業とい

ぼうの方を考えようということ。いや、これはちょっとまずいと思うような気がするんだな、私は素人だけれども。これはなわの方なんですね。そういうものを十カ年とかなんとかそういうことはできないと思うのだけれども、場当たり場当たりで予算を取ってから考えるんじゃなく、やっぱりこそは将来こうしたいというような展望を五年ぐらいい前から住民に明らかにして、時間を置いて賛意を得る、こういうようなことが必要じゃないかと思うのだけれども、いかがですか。

○政府委員(吉田泰文君) おっしゃるとおりでございます。私どももいままでそういう点がなかなか十分でございませんでしたが、反省している次第でございます。というのは、話し合いの機運が盛り上がるまでにも相当時間がかかるし、盛り上がつてからでも具体的な話が煮詰まつていくのにまた時間がかかる、工事にはどうしたって必要な期間がかかるということで、この三つの準備期間からを加えれば、どんな小さいものでも相当年数もう初めから要するわけでございます。そういうことですから、少なくともいま言われたような当面の計画を立てまして、まあこれも地区内権利者との意向の調整がありますから、押しつけるような計画という感じではなく、少なくともここは防災上非常に危険であるし再開発の必要があると思ひますよという、せめてそういった選定基準のようなものでもつくつておく。選定基準に適合するものは大都市などではたくさんあると思いますが、そういったところの地区住民にも一般的に周知させておく。そのうちから、中でも急ぐようなところを取り上げて地区の方にも話しかけていくというような、まあそういった意味の弱いものではありますけれども背景にマスター・プランを持つておく。多数の候補地を抱えつつ話し合いを進めしていくということにしませんと、一つのところの話し合いに没頭しておったのでは、それだけで時間がかかって次の地区に一向に進まないということがあります。今までの姿がそうでございましました。したがつて、個所が非常に限られてしまつて

おりますが、やはり必要なところは必要なわけでありますから、また必要であれば地区住民の方も理解いただけるはずなんです。から、そういう意味で、おつしやるような内容の、まあ少なくとも再開発を必要とするような場所の基準、それを当てはめたらこういうところになるというぐらいのことは、今後のあり方として公共団体に強く指導したいと考えておるところでござります。

かじめ前広に、やっぱりここは開発したいかが、ですかと、こういう基準になつて、該当させたいと思うと、こういうことを前広に実施することによってやつぱり住民から理解を得られるし、住民が間で、やはりやつた方がいいのかどうかという一つの問題意識が出てくると思うんですね。これは至るところにありますね。たとえば同じ小岩と新小岩でも、新小岩の方はある程度市街地が非常に整然としてきていますね。ところが、かつては小岩の方がいんしんをきわめて、繁盛して、新小岩の方は全く下町の下町であつたわけだが、地位が逆転しているわけです。どうも小岩の方がそれに対しても、町並みもきれいになるし、ショッピングも非常に快適なんで、非常に商業地も新小岩の方が發展していく。こういうことで、住民がやはり小岩の方もこれは開発してもらわなくちゃいけないか、こういう意識が出てくるわけだから、何も市街地再開発についてはアレルギーを持つている人ばかりじゃないんですよね。すぐローラーで押したように強行してやろうということじゃないから、この方がいかがですかと、こういう選定でおたくの方は該当しますと、こういうことぐらいやつて実効を上げるようすべきただと思うんですね。そういう面で、ある程度の利点があるんですね、これは認めますよ、再開発については都市計画法により。だけれども、総合的な都市計画がないんで、開発開発でちよばちよばやって、部分的な改良ばかりしていくとか、それから借家権者の同意がないというのはなかなか難点で、それとまた人口のかえつて呼び水になるんじゃないのか、

こういう懸念があるんで、これは賛成できないわけですが、利点があることは私どももこれは認めるにやぶさかじゃないわけですね。

次に、大都市法ですが、私ずっと法案を読んでおらなかったので、これは特別立法で限界法とか思つたら恒久法ですね。もちろん大都市圏における住宅不足とか、こういうものはよくわかりますよね。わかりますが、何でも三大都市とか大都市じゃなく、やっぱりこれだけある程度利点を持つた法律であるならば、何も大都市のみに限らずに、やはり地方都市でも非常に都市機能が麻痺しているところが多いんですよ。これは特に空襲なんか受けなかつたところは、まあそういうことだし、これは同じなんですね。やはり三大都市における都市事情をミニ化しただけなんですね。

問題の深刻性は同じなんですよ、これはね。ありますから、いま急にというわけじゃないが、やはりこの大都市圏ということじゃないですが、恒久立法ですからね、時限立法なら別として。恒久立法だから、これを将来はやっぱりもつと多くの中核都市にも拡大するような方向といふものは必ずしもこれは悪いことじゃない。やっぱりその方がいいじゃないかと、こういうように私考えるわけだが、いかがですか。

○政府委員(吉田泰夫君) この法律は、運用につきましては民意を反映していくこうということで、そから、そういう運用を考える限り非常に優遇の法律になつていると私もは考えます。ただ、法律の体裁としては、促進区域といふ規定、それからその中で行われる特定土地区画整理事業の中でも、集合農地区などのように、住民、権利者が多分希望するであろう制度もありますが、逆に、義務教育施設用地、またはその代替地を一部とするというような権利者にとつて必ずしも喜ばないかもしれません。いよいよ制度もあえて取り入れております。これは当面は、少なくとも三大都市圏のよう、実際に立つて住宅地不足も激しい、あるいは学校用地の取得も非常に困難だという地域に、どこかで線を切るとすれば三大都市地域ではなからうかとい

うに时限立法ではなくて恒久立法でありまして、今後こういう方向で大都市地域の住宅供給を進めようという意味でございます。御指摘の御趣旨もよくわかりますし、私どもも今後の方向として、地方中核都市等でもこれに類似する住宅宅地問題が起る——現に起こりつありますし、将来はさらにそれが激化することも考えられますので、そうなればこの法律による促進区域の促進制度、それに対応するその促進の努力組みに応ずるための優遇措置、あるいは特例措置というものがかかるべきで、まさにこの法律の制度がその他の地域にも適用して差し支えないという時期が来るのではないか、まあこういう気持ちで実はおるわけですがござります。まあ将来の問題として御指摘がございましたので、私どもも今後の推移を見守りつつ真剣に検討したいと考えております。

○沢田政治君 これ、やはり都市計画法に基づいて市街化区域として国が線引きされたんだから、市街化区域はやはり乱開発を防ぐと、スプロール化を防ぐと、秩序ある都市を形成するということですから、大と小の違いはないんですね。でありますから、むしろぼくは、地方都市まで、市街化区域をつくったところで全部これは適用さした場合は、たとえば生産緑地でも三〇%どうとかこうとかと議論したわけだが、もとよりあるやはり地方には地方にふさわしい都市計画をさせていく、また都市開発をさせていく、宅地化をしていくことと、非常に厚みと深さと広さを加えた一つの法律になるんじゃないかと思うのですよね、画一的じゃないですね。そういう意味では、これを彈力的に利用した場合には非常にいい手法じゃないかと私は考えるの——これは争弁りません。将来の問題としてこれは考慮してほしいと思うんです。

の意欲は私も認めますが、これは実施官庁の関係かも——善意に解釈すればね。やっぱりしま起きておる事象に対してもこれに対処しなくちゃならないということになるから、どうしても後追い行政の感がやっぱり出てくると思ひますね。まあ一連の法律を見てもほとんど後追いですね。私はここでこれを論難したり責める気持ちはありません。しかし、将来もそういうことであつてはいかぬと思いますね。でありますから、国土庁の役割りといふものは非常に重要なと見います。そういう意味で、過般国土庁が発表した国土白書なるものは、これはいろいろな評価もあるでしょうが、かなり従来の白書と違つて日本の國土の状況というものをある程度大胆にやっぱり現出してみせた、明示してみせた。しかし、それもいろいろな細かい点で意地悪く言うと、どうしてこうなつたのかといふ反省ですね。こういうものがないとどうとかいうマスコミの評価もありますが、しかし、従来のバーテンをよほど変えたと思うんですね、これは。たとえば土地投機に走つた当時の状況が、日本の國土がどういう掌握をされたかということをある程度摘出したものとして私はそれなりの評価をしたいと思うんです。そういう意味で、それに引き続いてやっぱり勇気をもつてありのままの状況といふものを國民に示すべきだと思うんですね。その中からやつぱり議論も出てくるだろうし、最終的にはコンセンサスも得られるだろうと、こういうように私は考えるわけです。

そこで、三全縦を今年中に審議して一応決定する、こういう段取りになつておることが一つと、それと國土利用計画法に基づく全国計画ですね、これもつくるということも聞いておるし、これはもう二十五年ですか、二〇〇〇年計画ですか、二〇〇〇年なんでもう二十五年先のこととを考えられるのかどうか。これはまあそういうことをいいことでしようね。しかし、そういうたとえば三全縦におけるいろいろ議論を詰めておると思いまますが、どうい項目をの中に織り込むかとい

いうことですね。従来のようにもう開発は美なりともう理解と認識は一致しておると思うんです。国土の立地条件からいっても、生活環境からいっても、資源の問題からいっても、交通の問題からいつても、人口の偏在の問題からいっても、これは大胆にやっぱり提言をしていく必要があると思うんですね。だから、どういう角度とどういう角庹とどういう角度から三全総というものを明確にしていくのか。中身に入った議論は私はしようと思いませんが、二〇〇〇年計画の具体的なプログラムですね、メニューだけでもいいですね、その味までは要らぬからね。こういうものとこういうもののをやっぱりやるんだということを、この際に三回計画ごとにどういう考え方を持っているのか、また作業が現段階どこまで来ておるのか、この点を明らかにしてもらいたいと思うんですね。

○政府委員(下河辺厚君) いま御指摘いただきましては、国土士官といたしましては、国土利用計画白書をつくりました後、第三次全国総合開発計画と国土利用計画の全国計画との作業に入っております。第三次全国総合開発計画につきましては、やはり第二次全国総合開発計画につきましては、やはり高度成長下におきましてつくられておりるという点、その他その後の国土の情勢等から判断いたしまして、かなり思い切った総点検をする必要があるということで総点検作業を進めておりまして、總点検作業についてはできるだけ早い機会に終わらたいということで作業を進めております。

この計画自身は、中身といたしましては、やはり三十七万平方キロという限られた国土の中で人口増加がまだ当分進むという条件、つまり現在一億一千万人を超えたが、二〇〇〇年近くではやはり一億数千万まで人口が増加することが避けがたい情勢にあるということを前提といたしまして、しかも現状におきましては三大都市に非常

にたくさんの人口が集中しているだけではなくて、今後の自然増加が三大都市圏で非常に大きいということを前提といたしまして、昭和六十年についてどのような形で三十七万平方キロに日本の人口が定住したらよろしいかということについて、かなり思い切って提案をさせていただきたいということを目標に作業をしております。中身といたしましては、国土総合開発法の中での土地であるとか、水であるとか、交通であるとか、住宅であるという施設別の計画を立てることになりますが、それらはそれぞれ各省厅において計画を立てられておりますので、各省厅の計画をよくお聞きして十分調整のとれたものとして第三次全国総合開発計画にのせたいというふうに考えておるわけございます。

つておりますし、もう一方では、やはり人口増加を反映してどうしても都市化がかなり急速に進むことは、経済成長が仮に落ちたとしても相当の勢いで進むということを前提にせざるを得ないだらうというふうに考えておりますので、都市化に対応する国土の利用がどのような形で進むことがよろしいかということがかなり大きな議論になりますが、恐らく審議会の席上でも中心的な課題になるだらうということで、そのための調査を現在しておる状況でございます。

○沢田政治君 たとえば項目の中に、エネルギーと交通問題、これはばらばらな問題じやないね、これは関連する問題ですよね。たとえばわが国のエネルギーが、主人公に、原子力に力を入れておるわけですが、なれるかどうかかというのもまだ未知数ですね、これは至るところで世界的な規模で問題を起こしていますから。やはり当面頼らなければならぬのは石油、液体燃料ですね。これがエネルギーの中心となることはこれは事実だと思うのですね。その際に交通問題も議論されると思うのだが、いまの輸送効率からいたらすごく輸送効率が低いのですね、時速十五キロぐらいで走っているのだから。もうある場合には十分の一の効率で――果たしてこういう車社会というのはいいのかどうか、車が悪いのじやなく。そういう面もやっぱり大胆に細かくえぐり出してほしいし、この宅地と農地の問題も、これはミクロ的な問題ですが、非常にぶつかり合うわけですね。果たして今日の食糧というものはドルさえあつたら買えるのかどうか。やっぱり資源ナショナリズムがエネルギーだけのときはいいけれども、もしこれが戦略的に食糧を使われた場合は、これは大変なことだと思うのですよ、これは。食糧というのは単なる食糧の問題じゃなく、民族の自立の問題にかかわる重大な問題だと思うのですね。そういう面も高い次元からやっぱり摘出して国民の前に明らかに

にしていくということは、ぼくは野党、与党という立場じゃなく、幾らけんかしてもこれは日本国に住まなくちゃならぬのだから、お互いに共存しなくちゃならぬのだから、方法論が違つても、そういう問題については国土庁が、計画・調整局がやると思うのだが、やっぱりそれこそ官僚の頭をしぼつて明確にこのテーマを出して論議させ、将来の日本のあるべき姿というものを明確にさせはしいものだと、こういうように考えますが、その際にやっぱり水の問題も入るでしょ、当然ね、どうですか。水の問題、これも放置できない問題ですよ。

○政府委員(下河辺淳君) 国土の問題を考えます際に、国の立場といたしましては、いま先生から御指摘いただいた食糧とエネルギーの国民レベルでの確保ということがきわめて重要であります。が、御指摘いただきましたように、実は国土と最も密接に関連のあるものは水であるというふうに考えておりまして、水というものが単に利用されるという側面だけではなくて、やはり国土を維持するためのものもあるわけでございまして、国土保全の一因もなすわけでございますので、水についてもかなり総合的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。特に現在首都圏といいますか、利根本系あるいは淀川水系あるいは筑後水系というふうな、下流部に大都市を持った流域についての水の問題といふものはかなり緊急に検討を要するということで、国土庁といたしましては計画・調整局でも検討しておりますが、水資源局がございまして、水資源局の中で、特に利根水系の基本計画についてはできるだけ早い機会にある結論を得たいという作業をしております。

○沢田政治君 最後に、大臣にお伺いするわけでですが、私もこの委員会で七代ぐらいの大臣といふつかつておるということについて、私はどの人がよかつた悪かつたということは私の口から言い

ませんが、非常に真剣な方であるということを私は  
も深い感銘を受けたわけです。それと同時に、や  
っぱり建設行政に対するは非常に国民から、たと  
えば再開発の問題にしても、大都市の問題にして  
も、道路にしても、宅地公団の問題にしても、一  
部の利権者の利益になるんじゃないとか、これ  
は心ない方ががそう思つておるのか、全部がそ  
思つているのか私はわかりませんが、そういう理  
惑があることも事実なんですよね。そこで、この  
法案と関連が全然ないとは言えないと、余り直接  
ないわけですが、やっぱり建設行政は実施官庁で  
あるだけに、物を計画するところじゃない、実施  
したり工事をさせる官庁であるだけに、身辺とか、  
国民に対する疑惑というものを持たしちゃいかぬ  
と思いますよ、綱紀の面において。

ないかとぼくは思うんだけど。非常に建設行政については前向きの答弁ですよ、だからきょうも一問もしません、あなたには。あなたがどう答えるだろうかということは私は知つておるんですね。それだけ信頼しておるんで、あえて私は取つてひつつけたような質問をしなかつたわけですよ。答えなければ答えなくていいけれども、心境などをお述べ願えるならばまた幸いだと思つます。

○**国務大臣(仮谷忠男君)** 私、大臣就任以来、この委員会でもいろいろと御質疑を法案の面でいたしました。各委員さんの大変御熱心な質疑、しかも参考にもなりますし、また御好意のあるいろいろ御配慮もいただいて本当に感謝をいたしております。私も官僚出でこんな仕事をしておるわけじやありません。土民出で今日までたき上げて

の留意を払い、そして努力をせなきやならぬ問題であることは申し上げておるとおりであります。お説の御趣旨とのおりでありまして、そういうことを今後十分に留意してまいりたいと思っております。

それから具体的なお話のありました信濃川河川敷の問題であります。私も建設大臣になりましてから、この問題もいろいろと委員会での御質問をいただき、御批判も受けた。事情は十分承知をいたしておるわけであります。内容のことについては申し上げませんけれども、この問題については世間にも非常に強い批判がありますし、三木総理大臣も、世間のそうした批判にこたえて、この処置は誤らないようになされなければならぬということを言っておりますし、そのことについては建設大臣と一緒に二つ手にござる御苦心とよきつてお

これより都市再開発法の一部を改正する法律案の討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○**沢田政治君** 私は、日本社会党を代表して、都市再開発法の一部を改正する法律案について反対の討論をするものであります。

反対理由の第一は、都市再開発の整備目標が不明確であり、また、各都市における再開発基本計画の策定が法文上に盛り込まれなかつたことであります。

市街地再開発事業は、街路、公園、下水道等、局部的な点や線の都市改造事業と異なり、その区域のみの整備にとどまらず、その区域の核として、都市全体へ波及させ、発展させることが必要あります。

臣にも十分に信用するに至りて御異議をなさざります。こういうことで行政管理庁の方からもいま調査が行われておる段階でありますから、率直に申し上げまして、私どもこの廃川敷の問題にいたしましては、本当の意味の、単に形式的な言葉でなしの慎重を期さなければならぬと思ひます。その慎重を期するということは、形式的な意味でなしに、むしろ世間の心にも納得してもらえると、そういう何らかの形で問題の処理に当たつております。ただ、これが私の大臣の任期がいつまでまいちなきやならぬというふうに思つておりますし、その意味においては、私は当事者にも遠慮なしに私の考え方を申し上げたいと、そう思つておられます。ただ、これが私の大臣の任期がいつまで続くか知りません。私ができるかできぬかは別問題にして、少なくとも建設省、建設大臣の姿勢としてはそういう考え方で臨むべきであると、こう考へて、いう考え方で今後も十分に留意をしてまいりたいと存じております。お答えになつたかどうか知りませんけれども、よろしく。  
○委員長(中村波男君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

再開発事業は、現在は再開発利益の大きい商業施設に集中しておりますが、価値の増進が目的ではなく、住民の生活環境の改善が前面に出されるべきだと痛感するのであります。

そして、一区域のみの短期採算型の再開発事業にとどまることなく、その都市の将来ビジョンを確立して、それを具體化する再開発事業が次々と繰り返されていく長期的な取り組みの体制の確立が必要と考えるのであります。

都市計画中央審議会の報告書の中にも、都市再開発基本計画の確立、都市環境の整備基準の策定の必要性が訴えられているのであります。これらが盛り込まれなかつたことは今後も無秩序な單発的な市街地再開発が続くものと懸念されるのであります。

第一は、第二種市街地再開発事業の管理処分計画の持つ危険性についてであります。

都市における土地建物等に係る権利関係は複雑に入り組んでおり、これに対処するには権利交換方式が合理的とされできましたが、今回の第一種事業は施行者の買収方式により従前の権利関係をすべて消滅させることとしております。この場合、関係権利者は区域外への転出が原則となり、

の留意を払い、そして努力をせなきやならぬ問題であることは申し上げておるとおりであります。

これより都市再開発法の一部を改正する法律案の討論に入ります。

零細な土地、家屋の所有者、借家人、同居人等は、結局追放されるものと危惧されるのであります。

第三は、市街地再開発促進区域及び個人施行者制度の持つ問題点についてであります。

まず、促進区域に指定された場合、宅地等の所有者は五年以内に再開発事業等に取りかかる義務が課せられており、その後は市町村等がみずから実施できることにしておりますが、これは地元住民に対する大きな圧力であり、いわば霸権の制度化であると思ふのであります。この点については私も再三再四委員会の中で強調したゆえんもそこにあります。

また、個人施行者の制度は、知事の認可があれば都市計画決定は特に必要がないとしており、當利本位の町づくりとなる危険性が考えられるのであります。

第四は、借家権者等に対する措置が不十分なことです。

借家権者の保護を図る必要性は制度発足の当初から強調されているのであります。この点がうやむになされておるのであります。

諸物価高騰の中で借家人の新家賃が高くなることは必然であり、その他の零細権利者も、生活権、営業権まで脅かされることが予想され、追い出し事業となりかねないと懸念されるのであります。これらの者に対する実情にかなった助成措置を法定し、制度化することが必要であります。

第五は、特別立法の必要性についてであります。

過般視察をいたしました白瀬地区のような大規模再開発は、総合的な行政力、巨大な資金力が不可欠であり、一般法としての都市再開発法では限界に直面することは明らかであります。

したがつて、防災等の特別の目的を持つた大規模再開発につきましては、その事業の行政上の位置づけと関係省庁の責任を明確にし、國の技術、資金面での特別な助成措置を定める特別立法が必要であります。

要であると考えるのであります。この点についても政府は早急に結論を出し、実情に合った適切な措置を制度化すべきであります。

以上の諸点を理由として、私の本法案に対する反対討論いたします。

○中村寅二君 私は、自由民主党を代表して、都市再開発法の一部を改正する法律案について賛成の討論を行ひものであります。

人口、産業の都市への集中は世界的な傾向であります。が特に我が国の場合、戦後の高度経済成長のもとでその現象は著しいものがあり、欧米諸国には例のない早さと広がりで無秩序な都市化が進行しているのであります。

このため生活環境の悪化を初め、震災、火災の危険、住宅難、通勤難、緑と水の不足などいわゆる都市問題が発生し、ますます深刻化しつつあるのであります。

特に、大都市における都市中心部は過密状態と化し、都市環境の悪化と都市機能の停滞が著しく、健全な近代都市としての更新は国民的課題となつてゐるのです。

このような事態に対処して、秩序ある都市の発展を期するためには、都市の現状と将来の見通しに基づいて、土地の合理的な高度利用の推進こそ早急に必要であると考えるのであります。

かかる見地から見てまいりますと、本法案は市街地の再開発の一層の推進を図るために、土地の所有者等による計画的な再開発の実施を促進するための市街地再開発促進区域の制度を新設することなどを規定するに、既成市街地の再開発は、言葉はやく行ははむずかしいことであります。利害関係が複雑に絡み合っているものを一たんほぐして、新しい権利関係をスムーズに設けることが望ましいのであります。このような見地に立つて若干の希望を添えておきます。

本事業の着手から完成まで長年月を要する性質のものであります。が、できる限り短年月に済ますためには、本事業の規模を余り大きくしないことが必要かと思います。その反面、当該都市全体の都市計画、すなわちマスター・プランを明確にし、その一環として部分部分逐次実行できるよう推進することであります。

などが円滑に実現することを心から期待し、本法に対する賛成の討論といたします。

○三治重信君 民社党を代表して、ただいま議題となりました都市再開発法の一部を改正する法律案について賛成の討論をいたします。

第一に、わが国の都市は、本来住宅が木造をしていると同時に、都市計画のプランが非常に多くなっているために都市構造上著しい欠陥があります。すなわち、都市機能として公園、緑地、街路等のオープンスペースがきわめて少ないと、

このため生活環境の悪化を初め、震災、火災の危険、住宅難、通勤難、緑と水の不足などいわゆる都市問題が発生し、ますます深刻化しつつあるのであります。

政府は、都市の再開発は、都市の立体化に努め、職住接近を図って、都市の機能を向上せしめることを特に要望して終わります。

○委員長(中村波男君) 他に御意見もなければ、

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第二に、市街地再開発事業を推進しやすくする手法として、用地買収方式による第二種市街地再開発事業の新設及び市街地再開発促進区域の制度を設けること等により早期施行ができると、その他個人施行者の制度の新設、再開発した建築物について、保留床の取得等について住宅金融公庫の融資対象の範囲に入れ融資の道を開いたこと、固定資産税の軽減を図ること等の改善が行われてゐることであります。

要するに、既成市街地の再開発は、言葉はやすく行ははむずかしいことであります。利害関係が複雑に絡み合っているものを一たんほぐして、新しい権利関係をスムーズに設けることが望ましいのであります。このような見地に立つて若干の希望を添えておきます。

○委員長(中村波男君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○遠藤要君 私は、ただいま可決されました都市再開発法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案は賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

これより採決に入ります。

○遠藤要君 私は、ただいま可決されました都市再開発法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案は賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

これより採決に入ります。

○遠藤要君 私は、ただいま可決されました都市再開発法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案は賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

いま一つ注意を要することは、市街化区域内に

おける土地の細分化の問題であります。土地の細分化は生活環境の悪化に直接つながります。人口の都市集中とインフレが相乗して土地価格の暴騰をもたらし、労働者、庶民のマイホームの取得は困難となつてしまひました。それには土地の所有権と使用権、用益権の分離によりまして、借地等であります。

○遠藤要君 私は、たゞいま可決されました都市再開発法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案は賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

## 一、防災拠点の整備その他の都市防災上必要な

、防災拠点の整備その他の都市防災上必要な市街地再開発事業を重点的に実施するものとし、その事業促進のため、防災機能強化、公共施設整備等に対する国の補助の増額、必要

○委員長(中村波男君) 全会一致と認めます。よ  
する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

業により建設される共同住宅等については、その建設後の安定した住宅経営が図られるよう必要な助成、経営の指導等の措置を講ずること。

う決定いたします

う決定いたします。

年十一寺四十二分散

六月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、宅地開発公団の設立とこれに伴う日本住友公団からの宅地部門の切離し反対並びに日本

住宅公団の拡充等に関する請願（第六三九号）  
（第六四七三号）  
（第六四二四号）

## 一、岐阜市の治水に関する請願(第六四六二号)

一、安くて住みよい公的賃貸住宅の大量建設に関する請願(第六四六四号)

一、公団住宅の団地住民の自  
関する請願(第六四六五号)

第六三九八號  
昭和五十一年六月十四日發送

第六三九八号 昭和五一年六月一四日受取  
宅地開発公団の設立と共に伴う日本住宅公団

らの宅地部門の切離し反対並びに日本住宅公団拡充等に関する請願

請願者 川崎市多摩区寺尾台二ノ四ノ一  
職住Aノ一〇三 藤原良二外二

招議員  
二宮 文造君  
八百十七名

この請願の趣旨は、第五〇四二号と同じである。

第六四七三号 昭和五十年六月十六日受理

宅地開発公団の設立と共に伴う日本住宅公団らの宅地部門の切離し反対並びに日本住宅公団

拡充等に関する請願

岩崎秀夫外千三百七十二名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第五〇四三号と同じである

第六四七四号 昭和五十年六月十六日受理

宅地開発公団の設立と共に伴う日本住宅公団らの宅地部門の切離し反対並びに日本住宅公団

## 拡充等に関する請願

請願者 東京都品川区上大崎二ノ三ノ一二  
木下忠夫外千百十二名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第五〇四三号と同じである。

第六四六二号 昭和五十年六月十六日受理  
岐阜市の治水に関する請願

請願者 岐阜市鏡島一、九六二ノ二 田中  
雄二外千六十四名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第五一二三四号と同じである。

第六四六四号 昭和五十年六月十六日受理  
安くて住みよい公的賃貸住宅の大量建設等に関する請願

請願者 大阪府吹田市津雲台二ノ一ノC三  
ノ三〇九津雲台公團自治会内 江

口政次外五十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第五〇八二号と同じである。

第六四六五号 昭和五十年六月十六日受理  
公団住宅の団地住民の自治会事務所設置に関する請願

請願者 大阪府吹田市津雲台二ノ一ノC三  
ノ三〇九津雲台公團自治会内 江

口政次外十二名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第五一五〇号と同じである。